

SDGsの推進に関する白山市と北陸電力株式会社との包括連携協定書

白山市（以下「甲」という。）と北陸電力株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、SDGsを推進するため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、SDGsの推進のため、ジオパーク及びユネスコエコパークの理念のもと、甲と乙が相互の緊密な連携と協力により、地域が抱える課題やニーズに対応し、持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は前条の目的を実現するために、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 環境・エネルギーに関すること
- (2) 安全・安心で住みやすいまちづくりに関すること
- (3) 産業振興・賑わいづくりに関すること
- (4) 観光・文化に関すること
- (5) 健康・暮らしに関すること
- (6) 教育・スポーツ・次世代に関すること
- (7) ジオパーク・ユネスコエコパークに関すること
- (8) その他、持続可能な社会を実現するための施策に関すること

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和3年3月31日までとし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも申し出がない限り、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、本協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定の検討又は実施により知り得た相手方の秘密情報（秘密情報である旨が明示された情報に限る。）を相手方の承諾なしに、第三者に開示又は提供等してはならない。

2 甲及び乙は、本協定が前条に定める有効期間の満了により効力を失った後も前項の秘密保持の義務を負う。

（協議）

第5条 本協定に定めるもののほか、必要な事項については、甲と乙が協議し、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年3月26日

甲 石川県白山市倉光二丁目1番地
白山市長

山田 憲 昭

乙 石川県金沢市下本多町六番丁11番地
北陸電力株式会社
執行役員 石川支店長

東 田 隆 一